

令和3年第2回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和3年2月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第2回農業委員会を招集した。

※コロナウイルスの影響により、審議案件に関係する委員のみの出席とする対応とした。

※審議案件に該当しない委員は出席を控えていただいた。(下記に「★」で記載)

※代表推進委員の出席も控えていただいた。(下記に「★」で記載)

2. 出席委員

【農業委員15名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美 (★)
7番 原野 道明	8番 森部 賢一 (★)	9番 武井 正道 (★)
10番 手嶋 博行	11番 手嶋 信行	12番 畑 和徳 (★)
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次 (★)	21番 浦塚 洋明 (★)	22番 坂田 稔 (★)
23番 金子 耕三 (★)		

(※20番から23番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・報告第 3号 農地法第3条の規定による許可の取消願について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地変更計画変更申請について
- ・議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 7号 農用地利用集積計画(特例事業関係)について
- ・議案第 8号 農地中間管理権の取得に関する協議の勧告について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城
5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎
6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 松田 勝久
係長 中村 敬一郎
事務吏員 水落 ひかる
事務吏員 松尾 康年
事務吏員 岩切 範宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係長 金子 明

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和3年第2回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前にご連絡いたします。本日の出席委員数は農業委員15名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。議事録署名人に7番原野委員、10番手島委員を指名いたします。よろしく願います。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局
事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。

5ページまで21件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から21番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

6ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求めます

事務局挙手

議 長 事務局

(松尾) 議案朗読をもって説明。2件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。

10番手島委員

10番挙手

議 長 10番手島委員。

10番 (手島委員) 報告番号1番について、説明いたします。

届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。当該地は、1筆のうち3分の1程度が段差があり、耕作するのに不便なため土砂250㎡を使用し50cm地上げを行い段差を解消して利用するものです。排水については地下浸透及び水路への自然流下です。作付予定は野菜です

議 長 担当委員の説明は終わりました。

報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で報告番号1番を終わります。

次に、報告番号2番について担当委員の説明を求めます。4番森山委員

4 番 挙手

議 長

4 番 森山委員

4 番

(森山委員) 報告番号 2 番について、説明いたします。

届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。当該地は、周辺は住宅地であり、降雨時に道路から雨水が流入して水はけが悪いため、地上げを行い、水はけを良くするものです。なお、土砂 480m³を使用し、70cmの地上げを行うところです。

それから路面排水については、市の環境整備事業で側溝を整備するということです。

排水については地下浸透と自然流下です。作付予定は野菜です。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

報告番号 2 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で報告番号 2 番を終わります。

7 ページをお開きください。次に、報告第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます

事務局 挙手

議 長

事務局

事務局

(水落) 議案朗読をもって説明。1 件ございます。以上報告いたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。報告第 3 号について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で報告第 3 号を終わります。

8 ページをお開きください。次に、議案第 1 号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 挙手

議 長

事務局

事務局

(水落) 議案朗読をもって説明。

議 長

事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 挙手

議 長

農業振興課

農業振興課(金子) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

3 番 挙手

議 長

3 番 田中委員

3 番

(田中委員) 明細表に蟻城の記載がありませんが、特に問題はないのでしょうか。

農業振興課 挙手

議 長

農業振興課

農業振興課(金子) 今回、蟻城地区は該当案件がありませんので、記載を省略しています。

議 長

3 番 田中委員 よろしいですか。

3 番 挙手

議 長

3 番 田中委員

3 番

(田中委員) わかりました。

議 長

他に質問や意見はありませんか。

4 番 挙手

議 長

4 番 森山委員

4 番

(森山委員) 蟻城はないということですが、9 ページには記載がありますが説明をお願いします。

農業振興課挙手

議 長 農業振興課

農業振興課（金子）今回、蟄城の利用権設定がなかったので10ページの記載は省略しています。

議 長 4番森山委員よろしいですか。

4番挙手

議 長 4番森山委員

4番（森山委員）わかりました。

議 長 他に質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

11ページをお開きください。次に、議案第2号「農用地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局（岩切）議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の1番藤原委員、6番田中委員、21番浦塚委員を指名いたします。

次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局（岩切）審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の1番藤原委員、6番田中委員、21番浦塚委員を指名いたします。

次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局（岩切）審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の1番藤原委員、6番田中委員、21番浦塚委員を指名いたします。

次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局（岩切）審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の7番原野委員、36番小島委員を指名いたします。

次に審議番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の7番原野委員、36番小島委員を指名いたします。
次に審議番号6番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議長 事務局

事務局 (岩切) 審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号6番について、担当地区委員の3番田中委員、11番手島委員、26番空閑委員、33番草場委員を指名いたします。
審議番号1番から6番を一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番から6番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。
13ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。
事務局の説明を求めます
事務局挙手

議長 事務局

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。15ページまで9件ございます。
ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。
15番挙手

議長 15番穴見委員

15番 (穴見委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。
7番挙手

議長 7番原野委員

7番 (原野委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は高齢のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。

7番挙手

議 長
7番

7番原野委員

(原野委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買ですが、これまでは利用権設定により耕作されておりました。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は高齢のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。

3番挙手

議 長
3番

3番田中委員

(田中委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、親から子への贈与です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。

17番挙手

議 長
17番

17番樋口委員

(樋口委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は遠方在住で高齢のため。なお、申請地は災害により被災した農地ですが、改良復旧事業により農地として復旧することになっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。

14番挙手

議 長

14番櫻木委員

- 14番 (櫻木委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望。譲渡人は高齢のため。申請地の地積が335㎡なので、どうということかと思ひ譲受人にお尋ねしたところ、その付近一帯が農地改良復旧事業により農地の復旧が行われる予定であり、譲受人の所有する農地も事業の対象になっているそうです。復旧後は申請地と一体的な利用を行いカキの作付けをされるそうです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。
- 議長 1番挙手
議長 1番藤原委員
1番 (藤原委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は退職後、農業に従事してあり経営拡大、譲渡人はご主人がなくなり、高齢のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。
- 議長 2番挙手
議長 2番樋口委員
2番 (樋口委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。
- 議長 16番挙手
議長 16番林委員
16番 (林委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は高齢のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
14時55分まで休憩します
14時25分休憩
14時55分再開。

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。
16ページをお開きください。次に、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手
議 長 事務局
事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件ございます。引き続き審議番号1番について説明いたします。申請人・申請土地の状況・転用目的は変更前、変更後ともに議案書記載のとおりです。変更理由は、令和3年1月で終了する予定だった農地改良・地上げ工事が大雪等天候不順の影響で遅れているため、工事終了まで一時転用期間の延長を申し出たものです。前回は10月の定例会で審議され10月29日付けで許可になっていました。参考事項といたしまして、事業期間が許可後から令和3年1月30日までの一時転用でしたが、変更後といたしまして許可後から令和3年6月30日まで延長したいという申し出です。

ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 事務局の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、議案第4号は承認といたします。
17ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手
議 長 事務局
事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番挙手
議 長 13番田中委員
13番 (田中委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は堆肥置場の設置、転用の理由は臭気等を考慮し、集落から離れたところに堆肥置場を確保するものです。参考事項といたしまして堆肥舎4棟272㎡の設置です。農地法の運用は農用区域内にある農地、用途区分は農用区域内、農地の区分は農

用地区域内農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

17番挙手

議 長

17番樋口委員

17番

(樋口委員) 堆肥舎はどのような構造のものを建てられるのでしょうか。

13番挙手

議 長

13番田中委員

13番

(田中委員) 本人にお尋ねしたところ、全面にコンクリートを打って頑丈なタイプのビニールハウスとするそうです。

議 長

17番樋口委員よろしいでしょうか。

17番挙手

議 長

17番樋口委員

17番

(樋口委員) わかりました。

議 長

他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

18ページをお開きください。次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長

事務局

事務局

(松尾) 議案朗読をもって説明。20ページまで9件ございます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。

5番挙手

議 長

5番手嶋委員

5番

(手嶋委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備、理由は、隣接する民泊施設及び観光客用の駐車場が不足しているため整備するものです。駐車場の台数は12台です。農地法の運用はその他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。雨水等の処理については側溝に放流することになっています。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番挙手

議 長

15番穴見委員

15番

(穴見委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議

案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備。理由は隣接する営業所の従業員用駐車場が不足しているため。参考事項といたしまして、駐車場の台数は9台、始末書が添付されています。譲渡人〇〇〇〇氏の夫は1・2年前に亡くなっておりますが、そこで〇〇〇〇〇という車関係の会社を営んでありましたが、この土地を車両置場として使用していたので始末書を提出してあります。農地法の運用は、甘鉄高田駅から300m以内、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水等は水路へ放流することで区長及び水利委員と合意が成立しています。ご審議方よろしく願います。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番から7番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議 長

議長を交代しました。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議 長

19番後藤委員

19番

(後藤委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設。理由は現在、県営住宅住まいのため、自己用住宅を建設するもの。農地法の運用は、用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途区域内、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、生活排水は下水道接続、は雨水は側溝へ放流することで区長及び水利委員と合意が成立しています。ご審議方よろしく願います。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議 長

19番後藤委員

19番

(後藤委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、借家住まいのため自己用住宅を建設するものです。ここの面積が500㎡を超えているのは、南側の法面を含んでいるということです。農地法の運用は宅地化が見込まれる区域内の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。なお、柿原地区はまだ下水道が整備されていないので、生活排水は合併浄化槽で処理し側溝へ放流、雨水等も側溝へ放流することで区長及び水利委員と合意が成立しています。

ご審議方よろしく願います。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議長
19番

19番後藤委員

(後藤委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は宅地分譲3区画の整備、理由は住環境が良く、周囲の宅地化も進んでいるため、宅地分譲を行うものです。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途区域内、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、生活排水は下水道へ接続し、雨水等は側溝へ放流することで区長及び水利委員と合意が成立しています。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議長
19番

19番後藤委員

(後藤委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は貸露天資材置場の設置。理由は災害復旧事業で隣接する資材置場が手狭になっているため、拡張を行うものです。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途区域内、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、雨水等は側溝へ放流することで区長及び水利委員と合意が成立しています。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議長
19番

19番後藤委員

(後藤委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は貸露天駐車場の整備。理由は貸駐車場経営による賃料収入を得るため。有限会社〇〇が〇〇病院に貸すそうです。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途区域内、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水等は側溝へ放流することで区長及び水利委員と合意が成立しています。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議長

議長を交代しました。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。

11番挙手

議長
11番

11番手島委員

(手島委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は灌漑施設の設置。理由は既設の灌漑施設が買収されて遊水池となるため近隣に移転するものです。面積は20.15㎡。農地法の運用は農用地区域内にある農地、用途区分は農用地区域内、農地の区分は農用地区域内農地に該当します。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

18番挙手

議長
18番

18番伊藤委員

(伊藤委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天資材置場及び露天駐車場の整備。理由は、譲受人が災害復旧事業等の受注で事業拡大のため資材置場・駐車場が不足しているため、本社隣接地を整備するものです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続に該当、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。雨水等は水路へ放流することで土地改良区合意が成立しています。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。

21ページをお開きください。次に、議案第7号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局

(岩切) 審議番号1番から4番について、推進機構からの買入れです。以上、1番から4番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番から4番までを一括とし、質問や

意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番から4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、議案第7号は承認とし市長へ通知いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

15時15分まで休憩します

15時10分休憩

15時15分再開。

議長

それでは、休憩前に引続き、会議を開きます

ここで、追加議案の上程を行います。内容については、農地利用意向調査に基づく「農地中間管理権の取得に関する協議の勧告」でございます。提案理由の説明を事務局に求めます。
事務局挙手

議長
事務局

事務局

(中村)追加議案の提案理由について説明いたします。議案第8号農地中間管理権の取得に関する協議の勧告について、農地法第36条第1項の規定により農地中間管理権の取得に関する協議の勧告について審議を求めるということです。理由といたしまして農地法第32条の規定に基づき実施した利用状況調査において、同法36条第1項の規定により農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を行う必要があるためということになっておりますので、提案理由の説明といたします。

議長

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。追加議案が上程されましたので、会議規則第9条に基づき、議案の追加について承認されます方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、議案の追加を認めます。

それでは、議案第8号「農地中間管理権の取得に関する協議の勧告について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局

(中村)追加議案の審議の同意が得られましたので、審議内容に入ります。

内容については、毎年7月、8月に遊休農地の調査を行っていただいております。その結果A分類として荒れている農地が出てきた分に対しまして、所有者へ意向調査を行っていますが、その中で「自分で耕作する」、「農地中間管理機構に貸す」、「利用権で人に貸す」とか色々なアンケートの回答があります。そのなかで半年後とかに農地が荒れている場合、勧告を行うこととなりますが、勧告を行った場合、翌年の固定資産税が強化されるという法の規定がございます。ただし、この農地の情報を事前に農地中間管理機構に情報提供を行い、農地中間管理機構から「借り受けできない不適合な農地」と回答があったものは、課税強化の対象から除外されるという規定がございます。毎回、意向調査を行っていますが、その農地に対して事前に農地中間管理機構に情報提供を行っております。その結果、「借り受けできない」という回答がつい先日あったものですから、急遽追加議案として提案させていただいたところです。議案書に記載しておりますとおり、農地中間管理機構より不適合の回答がおります。この場合は、勧告の対象とはなりません。よって、協議の勧告の対象件数はなしということになります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

議案第8号について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長
全委員

なければ、議案第8号について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、議案第8号は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:25)